

第 2 3 号 議 案

足立区総合スポーツセンター条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

平成 2 6 年 2 月 2 0 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区総合スポーツセンター条例の一部を改正する条例
足立区総合スポーツセンター条例（昭和 5 3 年足立区条例第 5 0 号）
の一部を次のように改正する。

第 1 0 条第 2 項中「別表第 2 に定める使用料」を「別表第 2 に定める
額を限度して規則で定める使用料」に改める。

別表第 1 の 1 総合体育館施設の使用料の部（ 1 ）団体使用の項を次の
ように改める。

（ 1 ） 団体使用

使用区分 施設名	午前	午後（ 1 ）	午後（ 2 ）	夜間
	午前 9 時から 正午まで	午後 零 時 3 0 分から午後 3 時まで	午後 3 時 3 0 分から午後 6 時まで	午後 6 時 3 0 分から午後 9 時まで
大体育室	6,600円	7,700円	7,700円	9,200円
小体育室	2,200円	2,700円	2,700円	3,300円
柔道場	1,400円	1,800円	1,800円	2,200円
剣道場	2,700円	3,500円	3,500円	4,100円
弓道場	1,400円	1,800円	1,800円	2,200円
エアライフル場	2,200円	2,400円	2,400円	2,400円
会議室	1 時間 500円			
アスレチックル ーム	1 時間 3,900円			

備考

- 1 大体育室を、床面積の 2 分の 1、4 分の 1 に区分して使用する場合は

使用料は、それぞれの区分につき、この表の使用料の額の2分の1、4分の1の額とする。

- 2 剣道場を、床面積の2分の1に区分して使用する場合の使用料は、それぞれの区分につき、この表の使用料の額の2分の1の額とする。
- 3 前2号において使用料の額に10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額をもって使用料の額とする。
- 4 使用時間には、準備及び後片付けの時間を含むものとする。

別表第1の1総合体育館施設の使用料の部(2)個人使用の項中「1回 500円」を「1回 550円」に、「500円券12枚」を「550円券11枚」に改め、同表の3プール施設の使用料の部(1)団体使用の項中「3万6,000円」を「3万9,600円」に、「5万円」を「5万5,000円」に、「3万3,900円」を「3万7,200円」に改め、同表全日の欄を削り、同部(2)個人使用の項中

「		「	
一般用	500円	一般用	550円
幼児用		幼児用	
」		を	に、

「500円券12枚」を「550円券11枚」に改め、同表の4多目的広場の使用料の部中「2,000円」を「2,200円」に改める。

別表第2を次のように改める。

別表第2(第10条関係)

駐車場の使用料

単 位	使 用 料
30分につき	200円

備考

- 1 使用時間が30分未満のとき又は使用時間に30分未満の端数があるときは、30分として計算する。
- 2 区長又は指定管理者は、駐車できる自動車を制限することができる。

付 則

- 1 この条例は、平成 2 6 年 1 0 月 1 日から施行する。
- 2 この条例の施行の際、既に使用の承認を受けているものの使用料については、なお従前の例による。

（ 提 案 理 由 ）

総合スポーツセンターの使用料を改定する必要があるので、この条例案を提出いたします。